

第6号議案

連系線利用に係わる契約の認定について
(案)

業務規程第73条第3項並びに送配電等業務指針第184条、第185条及び第186条に基づき、連系線利用者から申請のあった契約について、以下の通り適合性審査を実施の上、認定を行なう。

申請受付期間 : 平成27年4月30日(木)～5月22日(金)
申請者・受理件数 : 6社27件
審査・認定内容 : 別紙1の通り
認定有効日 : 平成27年7月30日(木)
通知公表方法 : 審査結果を別紙2により当該申請者へ個別に通知すると共に
全体概要を別紙3により本機関のウェブサイトで公表する。
以上

別紙1 : 審査書(案)

別紙2 : 通知書

別紙3 : 連系線利用に係わる認定契約の審査結果について

(参考1 : 業務規程上の根拠)

業務規程第73条において、長期固定電源や自然変動電源等の投資及び運用の円滑化を図るため、連系線利用者から申請のあった長期的に連系線を確保すべき契約のうち、業務規程及び送配電等業務指針に定める基準に適合するもの(認定契約)を本機関が認定し、連系線に混雑が発生した場合、その認定契約に係る連系線利用計画の出力抑制順位を後位に位置付けることとしている。

(参考2 : 審査及び認定の考え方)

業務規程及び送配電等業務指針に記載の下記要件①～④と申請内容を照らし合わせ、全ての要件において適合性を確認できた契約を認定する。

要件① : 認定対象となる電源(長期固定電源、自然変動電源、連系線同時建設電源)であるか
…送配電等業務指針第184条第1項

要件② : 契約書と認定を希望する最大電力及び期間の間に整合性があるか
…送配電等業務指針第185条第1項、第186条

要件③ : 認定時点の空容量の範囲内であるか
…送配電等業務指針第184条1項

要件④ : 認定希望期間と利用計画の容量登録状況の間に整合性があるか
…業務規程第73条1項

連系線利用に係わる認定契約の審査結果について
(案)

当機関では、長期固定電源や自然変動電源等の投資及び運用の円滑化を図るため、連系線利用者から申請のあった長期的に連系線に確保すべき契約のうち、業務規程及び送配電等業務指針に定める基準に適合するもの（認定契約）を認定し、連系線に混雑が発生した場合であっても、その契約に関する連系線の利用計画の出力抑制順位を後位に位置付けることとしています。

今般、平成 27 年 4 月 30 日（木）～5 月 22 日（金）に申請された契約を対象とし、送配電等業務指針第 184 条、第 185 条、第 186 条に基づいて審査したところ、22 件の案件が基準に適合すると認められることから、業務規程第 73 条に基づき、認定を行いました。

記

1. 審査結果

(1) 認定区分毎の申請件数と認定件数

認定区分	申請件数	認定件数
長期固定電源	26	22
自然変動電源	0	0
連系線同時建設電源	1	0
合計	27	22

(2) 平成 36 年度時点の連系線毎の認定最大電力合計と運用容量

連系線	認定最大電力合計（万 kW）			運用容量 （万 kW）
	順方向	逆方向	相殺合計	
東北東京間連系線	+281.3	▲111.6	+169.7	+570
中部関西間連系線	+3.3	▲52.8	▲49.5	▲250
中部北陸間連系設備	+2.7	▲30.2	▲27.5	▲30
北陸関西間連系線	+34.6	▲41.3	▲6.7	▲130
中国四国間連系線	—	▲4.5	▲4.5	▲120

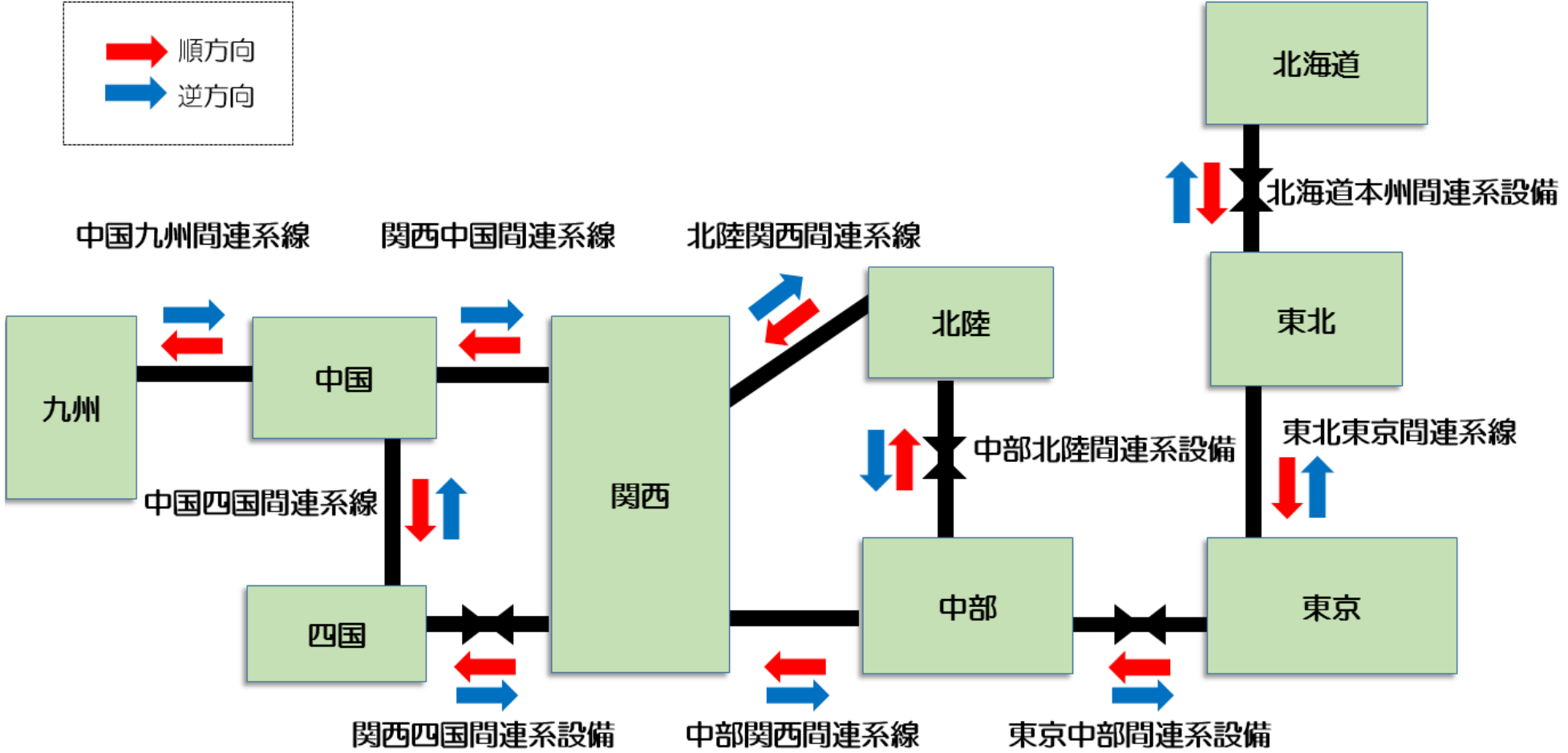
符号は、順方向が「+」、逆方向が「▲」

※) 認定契約以外の利用計画が存在するため、運用容量と認定最大電力合計（相殺合計）の差が空容量とならない点に留意が必要。

2. 契約の認定が有効となる日

平成 27 年 7 月 30 日（木）

以上



地域間連系線